九州厚生局への届け出に関する事項（施設基準届け出）

令和７年１月

○当院の看護体制について

病棟には入院患者15人に対し1人以上の看護職員と常時30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

○各施設基準

「入院時食事療養（Ⅰ）」

「精神病棟入院基本料」

「精神科地域移行実施加算」

「精神科身体合併症管理加算」

「精神科作業療法」

「精神科救急搬送患者地域連携受入加算」

「依存症集団療法１」

「依存症集団療法２」

「依存症集団療法３」

「看護補助加算１」

「精神科退院時共同指導料１・２」

「薬剤管理指導料」

「CT撮影およびMRI撮影」

「酸素の購入単価」

「依存症入院医療管理加算」

「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」

「入院ベースアップ評価料14」

入院基本料に関する事項　令和8年10月1日現在

【１病棟】

当病棟では、精神病棟15対１入院料を算定しております。
当病棟では、看護補助加算１（30対１）を算定しております。
尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

当病棟では　1日　13　人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　8　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　33　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　33　名以内です。

当病棟では　1日　7　人以上の看護補助者が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　13　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　65　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　65　名以内です。

【２病棟】

当病棟では、精神病棟15対１入院料を算定しております。
当病棟では、看護補助加算１（30対１）を算定しております。
尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

当病棟では　1日　12　人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　8　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　29　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　29　名以内です。

当病棟では　1日　6　人以上の看護補助者が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　15　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　58　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　58　名以内です。

【３病棟】

当病棟では、精神病棟15対１入院料を算定しております。
当病棟では、看護補助加算１（30対１）を算定しております。
尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

当病棟では　1日　9　人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　9　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　22　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　22　名以内です。

当病棟では　1日　5　人以上の看護補助者が勤務しています。
9:00～17:00　まで、看護補助者1人当たり、受け持ち患者数は　15　名以内です。
17:00～24:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　43　名以内です。
0:00～9:00　まで、看護職員1人当たり、受け持ち患者数は　43　名以内です。

入院時食事療養について　令和7年1月現在

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前８時００分、昼食：午前１１時５０分、夕食：午後６時００分）適温で提供しています。

入院時の食事療養の標準負担額		
所得区分		令和６年６月
区分ア	現役並Ⅲ	1食 490円
区分イ	現役並Ⅱ	
区分ウ	現役並Ⅰ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	1食 180円
	低所得Ⅰ	1食 110円

保険給付外費用　令和7年1月現在

当院はその使用量、利用回数に応じた実費負担をお願いしています。

1	診断書料	・簡単なもの （公安委員会提出用等）	1,100円/通
		・簡単なもの（医証）	3,300円/通
		・複雑なもの （生命保険、障害年金等）	5,500円/通
2	入院諸雑費	・日用品代(費)の取り扱いと運用 ・物品購入にまつわる代行業務 ・患者さんの私物の預託と保管	150円/日
3	他科受診諸雑費	他科受診等で病院車利用	100円/km
4	理髪料	業者による散髪	1,900円/回
5	会　費	・福岡県断酒連合会	500円/月
		・回生断酒友の会	無料
6	嗜好品・その他	買物代、たばこ代	実費徴収

※病棟内での電気使用は出来ません。電池式をご利用ください。

※洗濯物は病棟備え付けの洗濯機をご利用ください。（無料）

※おむつは病院で販売しておりません。売店で購入いただくか、持ち込みをお願いします。

『個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書』の発行について

令和７年１月

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については明細書を無料で発行致します。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

オンライン診療（情報通信機器を用いた診療）について

令和８年４月

当院では、情報通信機器を用いた診療（以下オンライン診療）の届出を行っております。

なお、初診の方には、向精神薬の処方は行いません。

一般名処方加算に関する院内掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分を示した「**一般名処方**」を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また**一般名処方**により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者さまが自由に選択いただけますが、令和６年10月より、患者さまが後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者さまが負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

一般名処方について、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
そうすることで供給不足のお薬があっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。